

阿賀野市条例第 37 号

阿賀野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 16 年阿賀野市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 16 年」の次に「阿賀野市」を加える。

第 3 条第 1 項中「、下水道使用料、農業集落排水事業分担金及び農業集落排水施設使用料」を「及び下水道使用料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。